昭和四年八月二十三日	鳥取縣八頭郡畜産組合副長任期滿了ニ付八頭◆鳥取縣告示第二百二號	告示	. 昭和四年八月二十三日	(正三年月)鳥取縣令第十八號鳥取縣優良昭和四年八月二十三日鳥取縣告示第二	三五号又系介写上し提品縣令第五十七號	孫	鳥取縣公報
鳥収縣知事	付八頭郡國中村大字土師百井三士		鳥取縣知事	補助規程ニ依り補助規程ニ依り補助	前 万 兒 皇 文		第 四 拾 武
保豊四	土師百井三木義孝ヲ組合副長		保豊四	タル牛馬の	X系分育二十二號 ▼		金 金
郎	ゼニ選任ノ件認		郎	カー ク 担 規	∞ 対ド進勵現埕		11 人

取 昭和四年八月二十三日 公 報 外命 曜日 教行 (時へ翌日) 昭和四年八月十三日(第三種郵便 り 認可)報 毎週 曜日 教行 (休日=常ル)第 四 拾 "武 號 (昭和四年四月十五日)

優良

スルノ ヲ内 合ス於

奬勵金ヲ受クヘキ者 該當 毎スル モ度 ノナ

目的ヲ以テ生後六ケ月以上年馬、乳牛及肉牛ヲ飼養ス 四ヶ月未滿 村農會及畜產 『ノ優良牛馬ヲ智産ニ關スル質に 質行組

奬勵金ノ交付ヲ受クヘキ者 mハ豫メ之ヲ告示ス^{買い}検査ノ上之ヲ定・ッ受クヘキ者ハ本縣b ム内 所ヲ有 ス w Æ コトヲ要

つ者

第第 額

第 三 條 獎勵金ノ交付第四 條 獎勵金ノ交付第五 條 獎勵金ノ交付ヲ受ケ・
要知事ニ差出スヘシ
ヲ知事ニ差出スヘシ 交付ヲ受ケ 牛馬 有者 掮 定 シ 日 = 號樣式 依

獎勵金交付1八每年三月 一日迄 へ 第 辿 樣式

ノ承認ヲ受ケタ 月三十 一日迄ニ購入ヲ 承認ヲ受ク シ 遅滞ナク 所屬畜產組合長

申請書ヲ 差出 四スヘシ

第 第

指令ヲ受ケタ 遲滯ナク第二號樣 當事

中第二條第 ニヲ 該知 得スト ガハ其ノ

ニ應ス 別問ハ指の場合 1 = 之ヲ ラス

二該 ス N 9 ハ 內 ケ 二 月 ハテ賣却 乜 ス w

第 1至、之ヲ拒ムコトヲ得スノ牛馬ヲ檢査シ農會又ハ組合ノ業務狀況ハ條「知事ハ獎勵金ヲ交付シタハポーニエヨリナ 依リ ノ認可ヲ受ク 況 對 ヲ シ 調査ス ル認コム ア事 ヘヲ シ命令 隨 吏員 テ

以ノ目的ヲ達スルー トル不生 可馬 能ナシ ルテ コ族ト病 タノ ルト因 六 依 程ニ依力 ル美失 ヲ若 ス格 ル不

第 本規 書又 檢案書ヲ 免除

·日以內 = 條 獎勵 知事 事ニ差出スへ 斃死シ

ノ交付ヲ受ケ タ 艾 **混群第七條** 組 合 終了 義務期間中每年四月三十日迄二 タ w 種 畜 = 在

號

#

=:

П

(第三種郵便物

公

第四拾

昭和

11

Ξ

П

(第三種郵便物認可)

五

第十四條

本規程ニ依リ提出スヘキ書類ハ所屬畜産組合ヲ經由ス

昭和四年度二限

リ昭和四年九月三十日迄ト

ス

第十三條

旣ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ 本規程ニ違反シ又ハ本規程ニ依

八一部ヲ返納セシムル低リ發スル命令ニ違背!

=

獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ

第五條第二項ニ依ル申請ノ期日ハ本規程ハ告示ノ日ヨリ之ヲ施行ス 第三號樣式 分相成候トモ異議申間敷仍テ請書差出候也昭和四年八月鳥取縣告示第二百三號優良牛馬獎勵規程ヲ遵守可致萬一規程ニ違背仕候節ハ相當御處昭和 年 月 日付鳥取縣受付第 號ヲ以テ獎腳金交付ノ御指令相成候ニ就テハ昭和 年 右昭和四年八月告示第二百三號優良牛馬獎勵規程ニ依リ獎勵金御交付相成度此段相願候也 經血 特產体毛年性名種牛 馬 宛 月 徵地高 色齡 號類別 日付鳥取縣受付第書 日 母父 縣 年 簤 縣 願 月 市郡 何々郡畜産組合長所 有 者 氏 所市郡 經 日生 歷 有 村町 者 大字 母父 村町 氏 大字 氏 ml 氏 會 名長名 名 名 名 **PP P**

鳥

取

縣

公

報

知

事

宛

度此段及申請候也 右獎勵牛 (馬) 賣g 知 (馬) 賣買致度ニ 宛 月 Ħ 月 縣 何 縣 K 郡 蚉 日生 產組 買 市郡賣 市郡 合長主 主 村町 村町 大 氏字 氏 氏 大字 番地 番地 名名 名

(F) (F)

Ø

年 月 二百三號優良牛馬獎勵規程ニ 本組合 (種畜改良) ノ為メ別 リ購入ヲ了シロ 第五號樣式 第四號樣式 知 事 年 ・ 月 日 保ニ付獎勵金御交付相成度別紙畜産組合長證明書相添此段相願候也候ニ付獎勵金御交付相成度別紙畜産組合長證明書相添此段相願候也 別 日附農第 號ヲ以テ優良牛馬獎勵金交付ノ義承認相成候處左記 宛 凝 優 勵 良 ノ為ヌ別記計劃書ノ通リ事業施行致度ニ付昭和四年八月二十三日鳥取縣告示第一何 々 組 合 (農 會)縣 市 村 大字 金 4: 交 付 日 依ソ獎勵金御交付相成 度此段相願候 獎 Ħ 勴 金 下 付 住 願 市郡 化 畜 何 表 K 者 產 組 K 組合 農 合

會

長 長

(P) (P)

t

名

(FI)

ノ通

昭和四年八月廿三日發行昭和四年八月廿三日印刷
 6
 以
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点
 点</ (定價小口一枚參厘四毛) 記 發 汀 者 松江刑務所息取士鳥取縣氣高郡大正村大字古海息 取縣島 取市 東町 **支** 所 縣

(第三種郵便物認可)

坂

第四拾武號

昭和四年八月廿三日